

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁業振興課
・公有水面埋立の免許出願	港湾課
◎ 公安委員会規則	
○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	交通企画課
◎ 公安委員会告示	
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交通企画課
・地域交通安全活動推進委員の委嘱	”

## 告 示

### 長崎県告示第35号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年1月23日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

長崎市新三重加入区

### 長崎県告示第36号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月23日

早岐港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 出願事項

- 出願の年月日 令和5年12月25日
- 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 長崎県  
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号  
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾  
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 埋立区域

#### ア 位置

佐世保市有福町160番5から158番1に隣接する道に至る地先公有水面

- イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）
- ウ 面積  
224.16平方メートル
- (4) 埋立てに関する工事の施行区域
  - ア 位置  
佐世保市有福町160番5、160番2、159番2、159番2に隣接する道、159番3、249番4、158番2、158番1並びに同地先公有水面
  - イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）
  - ウ 面積  
2632.95平方メートル
- (5) 埋立地の用途  
道路用地
- 2 縦覧の場所及び期間
  - (1) 縦覧の場所
    - ア 長崎県長崎市尾上町3番1号  
長崎県土木部港湾課
    - イ 長崎県佐世保市木場田町3番25号  
長崎県北振興局
    - ウ 長崎県佐世保市八幡町1番10号  
佐世保市役所
  - (2) 縦覧の期間  
告示の日から起算して3週間

## 公安委員会規則

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月23日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

### 長崎県公安委員会規則第1号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(道路の使用の許可)</p> <p>第28条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、<u>人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験</u>をすること。</p>	<p>(道路の使用の許可)</p> <p>第28条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、<u>搭乗型移動支援ロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験</u>をすること。</p>

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第6号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年1月23日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
塚崎 無我	浦上警察署の管轄区域	令和5年12月31日
松崎 厚	佐世保警察署の管轄区域	令和5年12月31日

### 長崎県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年1月23日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

委嘱した者

氏名	連絡先	活動区域
山口 祥平	佐世保警察署 (0956) 23-0110	佐世保警察署の管轄区域
山口 猛	同上	同上

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)  
二二一四一

印刷所  
長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト